

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター  
内部統制に関する基本方針

平成29年3月7日  
規程第1号

- 1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 理事は、社会からの信頼を得るための基本方針として、コンプライアンスに関する意識の向上を図り、業務に誠実かつ公正に取り組む。
  - (2) センターの全ての理事が公正で高い倫理観に基づいて行動し、コンプライアンス規程に基づき、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めていくものとする。
  
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 理事の職務の執行に関する文書は、法令及び諸規程に基づき、適切に保存、管理する。また、理事及び監事は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できることとする。
  - (2) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ規則及び同対策基準に基づき、適切に対応する。
  - (3) 個人情報の保護については、個人情報保護規程に基づき、保有する個人情報を厳重に管理し、個人の権利利益を保護する。
  
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

センターの運営に重大な影響を与えるリスクについては、リスクの管理に関する規程に基づき、その事象が予見、または、発生したときは、適切かつ速やかに対応することとする。
  
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 定款に基づき、定時理事会を毎事業年度2回以上開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。理事会では、理事長が作成する各年度の事業計画及び予算の承認のほか、業務執行及び重要事項の決定を行う。
  - (2) 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた組織規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた処務規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。
  - (3) センターの事業に関する経営計画及び事業計画を定め、その計画に基づいた事業の推進及び進捗状況の管理を行う体制を確立する。
  
- 5 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に適合した職務執行を行うため、コンプライアンス規程及び職員就業規程に基づき、法令違反その他の不正行為の発生を防止するとともに、業務の適正を確保するための管理を推進する。

6 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事及び職員はこれに協力するものとする。

7 前項の職員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する職員は、監事から直接指示を受けることにより、理事及び他の職員からの独立性を確保する。

8 監事の第6項の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監事の職務を補助する職員は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。

9 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

(1) 理事及び職員は、重大な法令又は定款違反、不正行為、センターに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、速やかに監事に報告する。

(2) 理事及び職員は、監事の求めに応じ、随時職務の執行状況等の報告を行う。

10 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

センターは、前項の報告した理事及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

11 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、理事会への出席や監事監査により理事の職務の執行を監査するとともに、理事の不正行為、法令や定款に対する違反等が認められたときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

附 則

この基本方針は、平成29年3月7日から施行する。